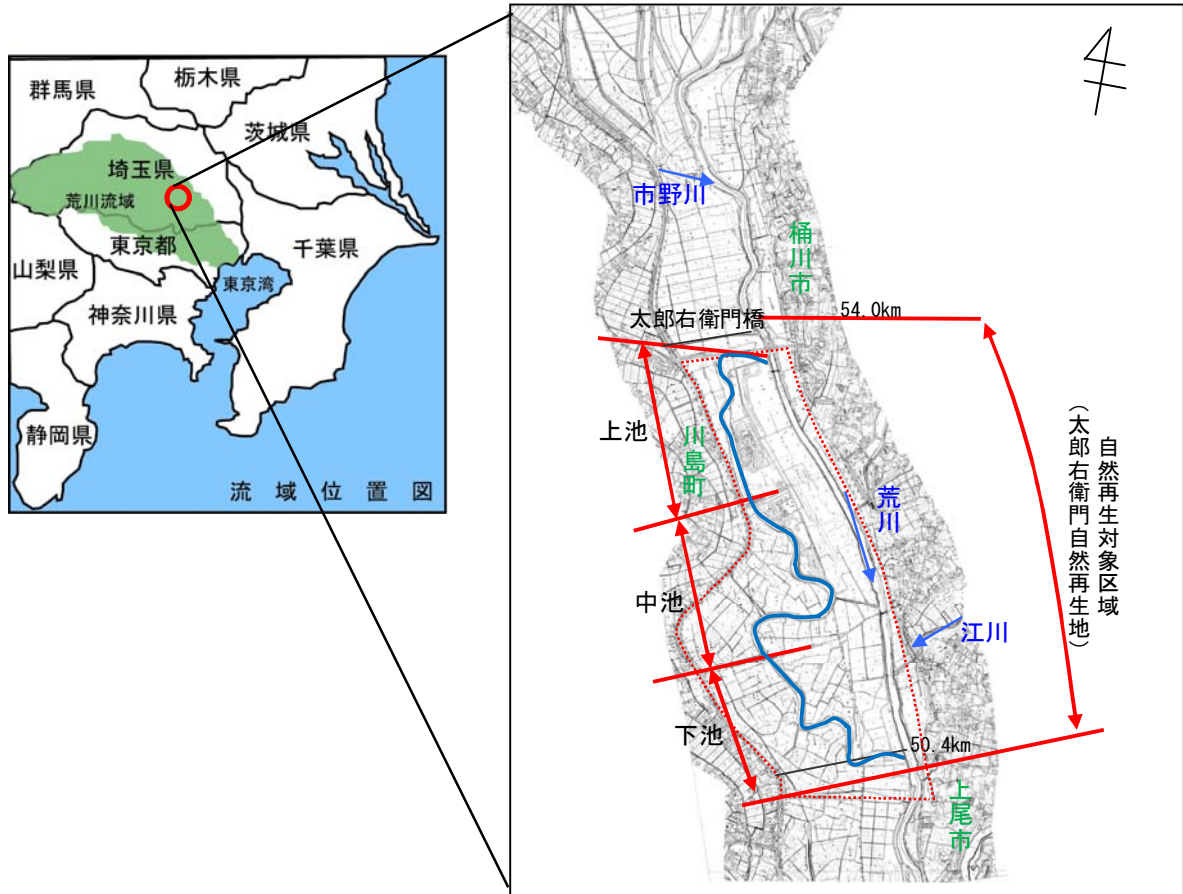


## 〈荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想の概要〉

## ◆ 自然再生の対象となる区域

自然再生の対象区域は、荒川旧流路に由来する池や湿地といった自然が点在し、かつては平野部で普通に見られた湿地や農村環境の面影を留める自然の保全・再生を図る区域とする。



## 対象区域

「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」の協議に基づき、荒川中流域において湿地環境が残る太郎右衛門橋下流約 4km 区間（約 50.4km～54.0km）を自然再生の対象となる区域として設定し、その名称を「太郎右衛門自然再生地」とする。旧流路は 2 本の横堤により 3 つの池（上池・中池・下池）に分断されている。

## ◆ 自然再生の目標

- ・ 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。
- ・ 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。
- ・ 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。
- ・ 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。
- ・ 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

## ◆ 自然再生協議会の構成員（平成 23 年 7 月現在）

専門家 5、個人 13、団体 18、関係行政機関等 8 合計 44